○国土交通省告示第七百四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	道路の区域			
	区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
常磐自動車道	三郷市谷口三八三番一から同市中央一丁目二六番一まで	前	最大 二七 最小 二三	四六五
		後	最大 三七 最小 二三	

○国土交通省告示第七百五号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
東関東自動車道水戸線	埼玉県三郷市鷹野三丁目四二三番一から同県三郷市高州四丁目七九番六まで	平成三十年六月二日十六時
〃	東京都葛飾区東金町八丁目四七五〇番から同都葛飾区東金町七丁目一〇六番まで	〃
〃	千葉県松戸市小山字堤際三七二番から同県松戸市三矢小台一丁目八番三まで	〃
〃	千葉県市川市北国分一丁目二四五一番三から同県市川市下妙典一一四五番まで	〃

○国土交通省告示第七百六号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
常磐自動車道	埼玉県三郷市谷口三八三番一から同県三郷市中央一丁目二六番一まで	平成三十年六月二日十六時

○国土交通省告示第七百七号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成三十年六月一日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成三十年六月一日　　国土交通大臣　石井　啓一

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
中央自動車道西宮線	京都市伏見区中島秋ノ山町6番から同市伏見区中島秋ノ山町7番地先まで	平成三十年六月一日九時

国会事項

衆議院

議案提出

五月三十日委員長から提出した議案は次のとおりである。

鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）

スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案（文部科学委員長提出）

平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

スポーツ基本法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

議事日程

五月三十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第二十六号

平成三十年五月三十一日（木曜日）

午後一時開議

第一　働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案（内閣提出）

第二　鉄道軌道整備法の一部を改正する法律案（国土交通委員長提出）

第三　スポーツにおけるドーピングの防止活動の推進に関する法律案（文部科学委員長提出）

第四　平成三十二年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法及び平成三十一年ラグビーワールドカップ大会特別措置法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

第五　スポーツ基本法の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

第六　国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案（文部科学委員長提出）

参議院

議事日程　第二十三号

平成三十年五月三十日（水曜日）

午前十時　本会議

第一　民法の一部を改正する法律案（趣旨説明）

議案付託

五月三十日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案（衆第二四号）

総務委員会に付託

また、同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

民法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

法務委員会に付託

質問主意書転送

五月三十日次の質問主意書を内閣に転送した。

平成三十年四月三日に開会された参議院厚生労働委員会における加藤勝信厚生労働大臣の発言に関する再質問主意書（川田龍平提出）（第一一五号）

陸上自衛隊オスプレイの整備計画に関する質問主意書（青木愛提出）（第一一六号）

人事異動

内閣

○防衛大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

防衛大臣小野寺五典海外出張不在中内閣法第十条の規定により臨時に防衛大臣の職務を行う国務大臣に指定する

福田　紀夫

特命全権大使に任命する

特命全権大使　小川　正史

同　草桶　左信

同　田口　栄治

願に依り本官を免ずる（各通）（以上五月二十九日）